



▶ 妊娠・出産に関する支援制度

不妊治療休暇	<ul style="list-style-type: none">● 職員が不妊治療に係る通院等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合は、年5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内で不妊治療休暇を取得することができます。
就業制限 勤務緩和	<ul style="list-style-type: none">● 妊産婦*である職員の有害な業務への就業は制限されます。● 妊産婦である職員の請求により、時間外・休日・深夜勤務、変形労働時間制を免除することになっています。また、他の軽易な業務につかせることとなります。● 妊娠中の職員からの請求により、勤務時間中の休息、補食が認められています。 <p>※「妊産婦」とは、妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員を言います。</p>
通勤緩和	<ul style="list-style-type: none">● 妊娠中の職員からの請求により、つわりや体調不良、交通機関の混雑の程度が母胎又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内で勤務が免除されます。
健康診査 保健指導	<ul style="list-style-type: none">● 妊産婦である職員からの請求により、それぞれ1日の所定の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間勤務が免除されます。● 妊娠満23週まで …………… 4週間に1回● 妊娠満24週から満35週まで … 2週間に1回● 妊娠満36週から出産まで …… 1週間に1回● 出産後1年まではその間に … 1回（パートタイム職員の場合は無給の休暇）
産前休暇	<ul style="list-style-type: none">● 8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合は、出産の日までの申し出た期間特別休暇を取得することができます。
産後休暇	<ul style="list-style-type: none">● 出産の翌日から8週間を経過する日までの期間、必ず休まなければならない休暇です。ただし、産後6週間を経過した女性職員からの申出により、医師が支障がないと認めた場合は、業務に復帰することができます。
配偶者 出産休暇	<ul style="list-style-type: none">● 職員の妻が出産するため入院する等の日から出産の日後2週間までの間で、2日の範囲内で特別休暇を取得することができます。
育児参加休暇	<ul style="list-style-type: none">● 職員の妻が出産する場合に、産前産後の期間（出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間）で、当該出産にかかる子又は小学校就学前の子を養育する場合に5日の範囲内で特別休暇が取得できます。